

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第十一条第二項に規定する奈良県社会教育センターの研修施設の利用料金の額で令和元年十月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和元年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

施設名	利 用 料 金					
	午前 （午前九時から正午まで）	午後 （午後一時から午後五時まで）	午前・午後 （午前九時から午後五時まで）	夜間 （午後六時から午後九時まで）	午後・夜間 （午後一時から午後九時まで）	全日 （午前九時から午後九時まで）
大研修室	四、六〇〇円	六、三八〇円	一〇、八〇〇円	四、六〇〇円	一〇、八〇〇円	一四、〇三〇円
中研修室A	一、九八〇円	二、五〇〇円	四、四〇〇円	一、九八〇円	四、四〇〇円	五、五五〇円
中研修室B	一、九八〇円	二、五〇〇円	四、四〇〇円	一、九八〇円	四、四〇〇円	五、五五〇円
小研修室A	一、一五〇円	一、三五〇円	二、四〇〇円	一、一五〇円	二、四〇〇円	二、六一〇円
小研修室B	一、一五〇円	一、三五〇円	二、四〇〇円	一、一五〇円	二、四〇〇円	二、六一〇円

多目的 ホール (体育館)	調理 研修室	工作 研修室	美術 研修室	音楽 研修室	和 室	視 聴 覚 室	ス タ ジ オ	会 議 室
○円 五、六五	○円 二、四〇	○円 二、五〇	○円 二、二〇	○円 一、九八	○円 二、三〇	○円 五、三三	○円 二、七一	○円 一、九八
○円 七、五三	○円 三、〇三	○円 三、一三	○円 二、八二	○円 二、五〇	○円 二、九三	○円 七、一一	○円 三、七六	○円 二、五〇
八〇円 一三、〇	○円 五、三三	○円 五、五五	○円 四、九一	○円 四、四〇	○円 五、一三	五〇円 一二、三	○円 六、三八	○円 四、四〇
○円 五、六五	○円 二、四〇	○円 二、五〇	○円 二、二〇	○円 一、九八	○円 二、三〇	○円 五、三三	○円 二、七一	○円 一、九八
八〇円 一三、〇	○円 五、三三	○円 五、五五	○円 四、九一	○円 四、四〇	○円 五、一三	五〇円 一二、三	○円 六、三八	○円 四、四〇
五〇円 一六、六	○円 七、一一	○円 七、四三	○円 六、四八	○円 五、五五	○円 六、一七	二〇円 一六、〇	○円 八、三七	○円 五、五五